

2 年連続の 3%超引き上げ！月給 3.51%（約 1.5 万円）・一時金 0.05 月分増

——2026 年人事院勧告——

8 月 7 日、人事院は国家公務員の月給を行政職平均で 3.51%（1 万 5,056 円）引き上げるよう、国会と内閣に勧告しました。今年の民間春闘では 5%を超える歴史的な賃上げが続いており、その流れを受けて、3%を超える高い水準のベア勧告は 2 年連続（1990・1991 年度以来）となりました。同時に、ボーナス（期末・勤勉手当）も 0.05 月分引き上げて年 4.70 月分となり、月給・ボーナスともに 5 年連続でプラス改定となりました。

以下に、2026 年度人事院勧告・報告のポイントをご紹介します。なお、組合員の皆様には勧告の詳細な内容と分析を掲載する『国公労新聞（2026 年人勧特集号）』をお届けします。

▼2026 年人事院勧告・報告の概要

●職員の給与の改定（勧告・報告）

高水準のベースアップ【2026 年 4 月実施】

民間給与の状況を反映し、2025 年並みの高水準【官民較差：15,056 円（3.51%）】

- ・業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について 2025 年を上回る改定
※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約 4.9%の給与改善）
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに 9,500 円の引上げ）
- ・民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表（一）の平均改定率 8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ・転居に関する手当の新設【2027 年 4 月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
例 東京から大阪に異動する場合の手当額（年額）約 22 万円【単身赴任者は約 49 万円】※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額（年間 36 万円）を支給
- ・広域異動手当の支給割合の引上げ【2026 年 4 月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65 月 → 4.70 月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【2026 年 4 月実施】

- ・特定任期付職員の勤勉手当の見直し【2027 年 4 月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約 3,380 万円）

●職員の勤務時間及び休暇の改定（勧告）【2027 年 4 月施行】

無給休暇の新設

- ・全ての職員が事由を問わず、年 7 日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない
代休日の指定等

- ・休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が 1 日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

●国家公務員災害補償法の改正（意見の申出）【2027 年 4 月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・労災保険法一部改正法（2026 年 7 月成立）の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

◆ そもそも「人事院勧告」とは？

人事院勧告とは、国家公務員はストライキ権などの労働基本権が制限されているため、その「代償措置」として、第三者機関である人事院が民間の給与水準を徹底調査し、官民の格差（官民較差）を埋めるよう政府に毎年行なう法的勧告です。国立大学法人熊本大学は 2004 年に法人化されましたが、給与水準の決定にあたっては国立大学法人法（が準用する独立行政法人通則法）に基づき「国家公務員や民間企業の給与等を勘案する」と定められています。この人事院勧告の「3.51%」という数字が、熊本大学における賃上げ交渉の最低基準（ボトムライン）となります。熊本大学は就業規則を独自に変更できますが、労働契約法により、労働者の合意のない労働条件の不利益変更は原則として認められません（第 9 条）。就業規則の変更による場合も、変更の合理性や労働組合との交渉の状況などが厳しく問われます（第 10 条）。

◆ 熊大教職員組合の過去の獲得成果

人事院勧告が出ただけでは、私たちの給与は自動的に上がりません。組合はこれまでも、給与改定を、常勤・非常勤を問わず年度当初に遡って適用させるよう要求してきました。また、粘り強い団体交渉により、特別休暇（看護・介護等）の取得要件緩和・日数拡大、有期雇用職員の労に報いるための図書カード支給や保養施設利用補助の適用、さらに有期雇用職員等の負担の軽減につながる駐車料金の見直しなど、具体的な制度改善を実現してきました。

◆ すべての教職員の一致団結を

物価高騰が続くなか、教職員の生活を守り、若手・中堅の流出を防ぐためには、今回の人事院勧告による給与水準の改善が欠かせません。より良い職場づくりのために、教職員の力を合わせることで、いま求められています。

組合は、熊本大学使用者との団体交渉にしっかりと臨みます。ぜひ組合への加入とご参加をお願いいたします。

	熊本大学教職員組合	
	No. 5 2026. 8. 28	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/